

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月
国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

- 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2
- 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び
誘導基準の見直し ----- P.22
- 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.32

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

○ 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。

- ① 地上階で、**便所を設ける施設**が同一敷地内かつその階の**出入り口付近（近接）**にある階
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の**床面積**が著しく小さい階
- ③ 不特定多数の者等が**滞在する時間**が短い階
- ④ ②、③のほか、**管理運営上やむを得ない階**

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

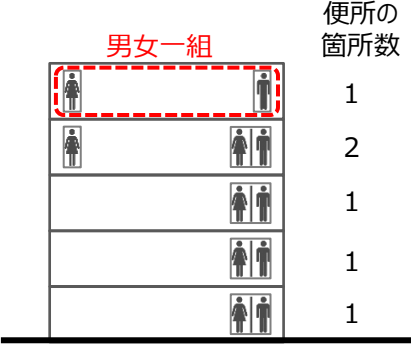
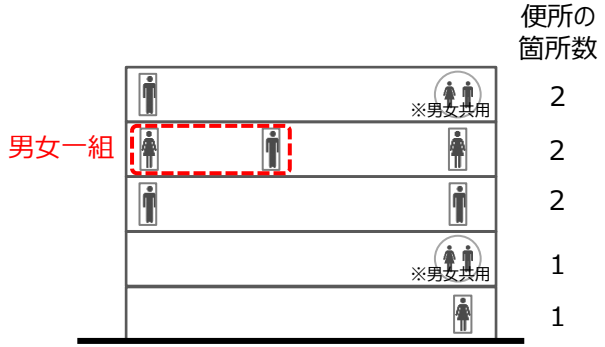
「管理運営上やむを得ない階」の例

 … 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

○ 各便所設置階における便所の箇所数は、

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする
- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする
- ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3 ③女子 2、④共用 2)

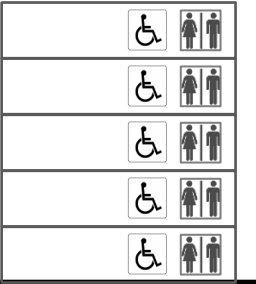
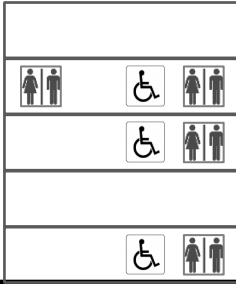
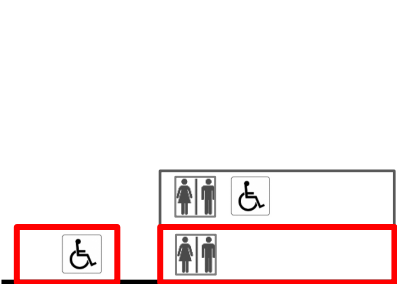
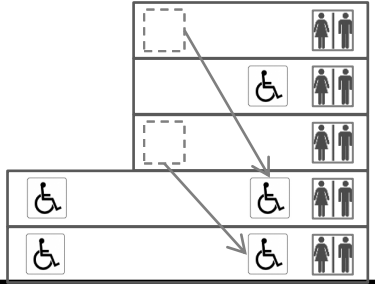
同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする
- ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする

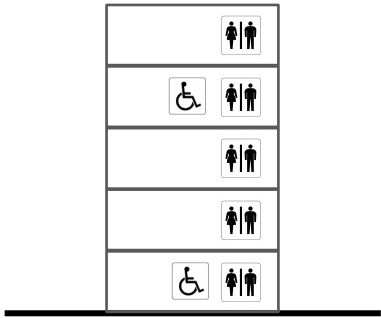
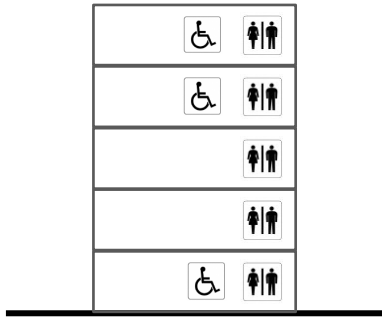
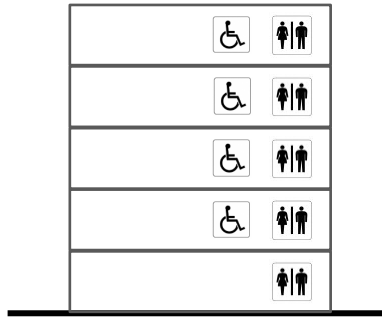
- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ			 (例) サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便所の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2 以上	3 以上	4 以上

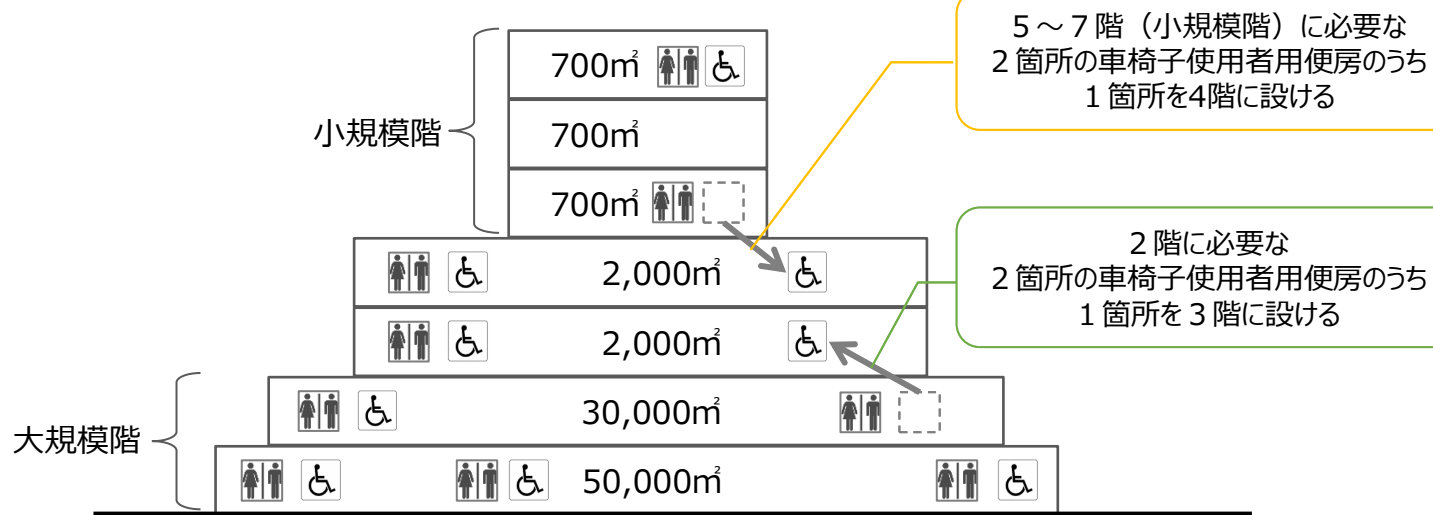
車椅子使用者用便所の設置位置

- ・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 2 箇所以上
 - ② 40,000㎡超～ 20,000㎡毎に 1 箇所を追加
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便所の設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上

車椅子使用者用便房の
設置イメージ



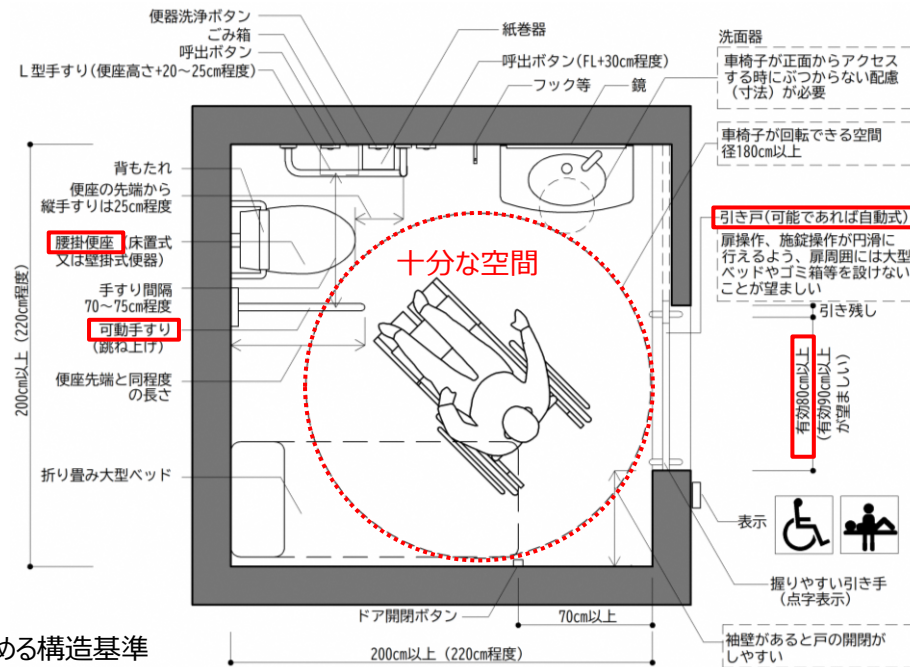
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
各階の床面積	50,000㎡	30,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	700㎡	700㎡	700㎡	
床面積から算出される 車椅子使用者用便房の 必要設置数	3	2	1	1	2			9
計画上の 車椅子使用者便房の数	3	2-1=1	1+1=2	1+1=2	2-1=1			9

2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち
1箇所を3階に設ける

5～7階（小規模階）に必要な
2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を4階に設ける

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞

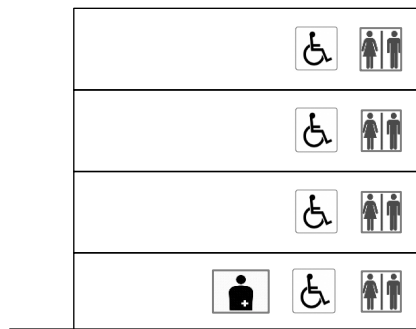


 : 政令もしくは告示で定める構造基準

- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置き式小便器等を1箇所以上設ける。

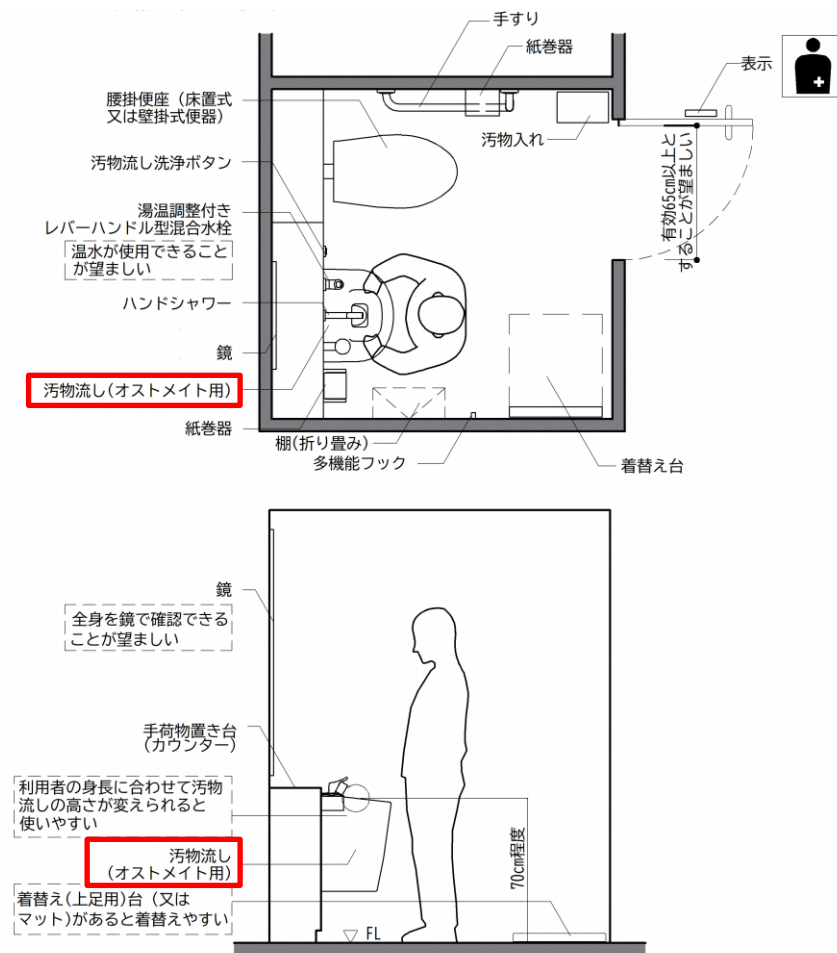
ケース1

オストメイト用設備を
設けた便房の設置
イメージ



…オストメイト使用者用便房

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



：政令で定める構造基準

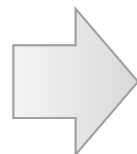
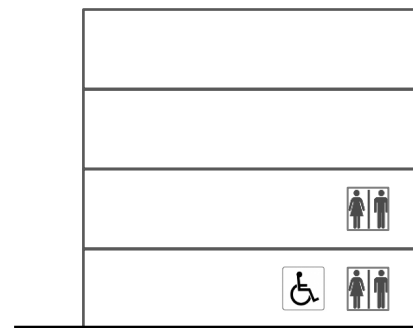
- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房※の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。

※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

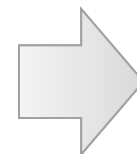
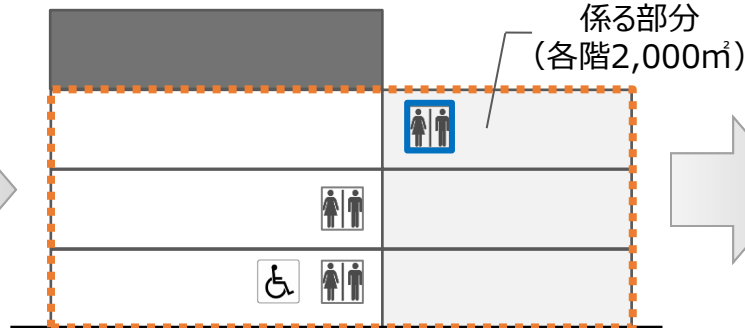
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		- 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	- 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (増築等に係る部分の床面積が各階2,000m²の場合)

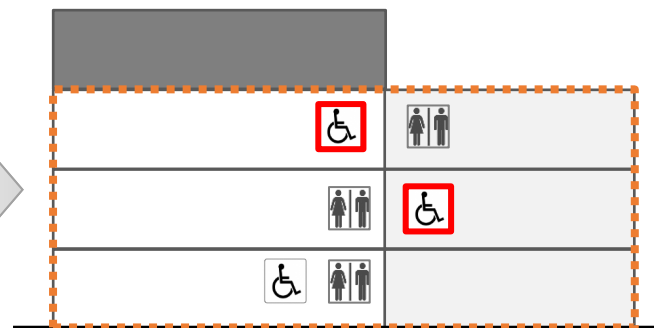
現況



増築後①



増築後②



増築等に係る部分
部分を有する階



・・・新設する便所



・・・新設する車椅子使用者用便所

車椅子使用者用便所の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階2,000m²)

増築のある階 (1～3階) は基準適用
増築のない階 (4階) は基準適用外

増築のある階の数 (3) 以上の不特定多数の者等の
利用する便所が設けられるように計画※

注) 既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。



増築後の各階 (1～3階) で、便所が設けられる階に1箇
所以上の車椅子使用者用便所が設けられるように計画※

注) 既存階に車椅子使用者用便所が設けられている場合は、
当該階に新たに車椅子使用者用便所を設けることは必須ではない。

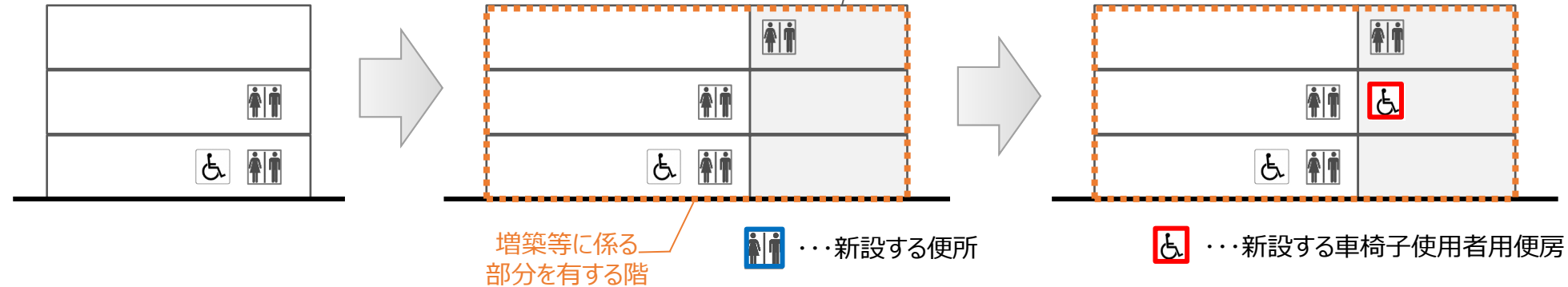
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

ケース2（増築等に係る部分の床面積が各階700㎡の場合）

現況

増築後①

増築後②



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階700㎡)

増築のある階（1～3階）は基準適用

⋯基準の適用範囲

増築のある階の数（3）以上の不特定多数の者等の
利用する便所が設けられるように計画※

注）既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。

増築面積が1,000㎡未満の増築面積の合計（ $700 \times 3 = 2,100 \text{㎡}$ ）を1,000㎡で除し、2箇所に車椅子使用者用
便房が設けられるように計画※

注）既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を
合算して2以上となればよい。

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

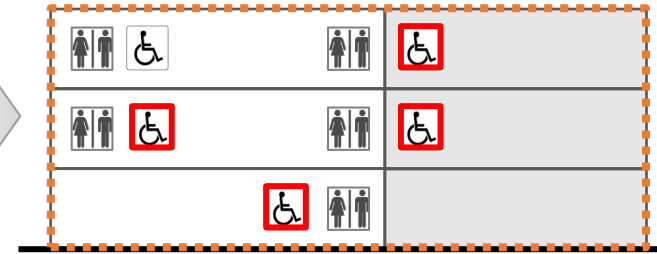
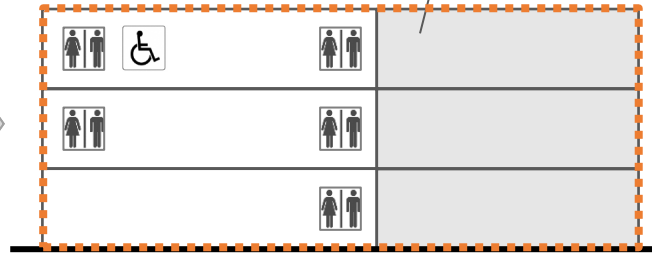
ケース3（増築等に係る部分の床面積が各階20,000㎡の場合）

現況

増築後①

増築等に係る部分
(各階20,000㎡)

増築後②



増築等に係る
部分を有する階



…新設する便所



…新設する車椅子使用者用便房

車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階20,000㎡)

増築のある階（1～3階）は基準適用

: 基準の適用範囲

増築のある階の数（3）以上の不特定多数の者等の利用
する便所が設けられるように計画※

注）既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。



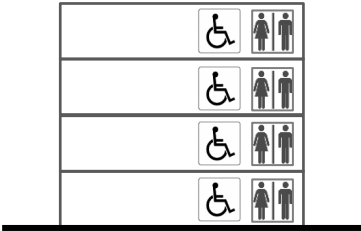
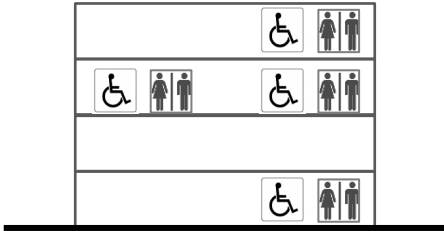
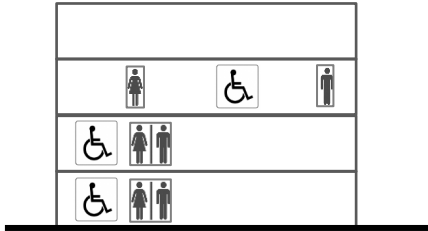
各階の増築面積（各20,000㎡）であるため、原則各階に
2箇所の車椅子使用者用便房が設けられるように計画※

注）1階は便所が1箇所であるため、
車椅子使用者用便房も1箇所の設置でよい。

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

- 車椅子使用者用便所は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に 1 箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便所の必要設置数	4	4	3

便所の数え方（再掲）

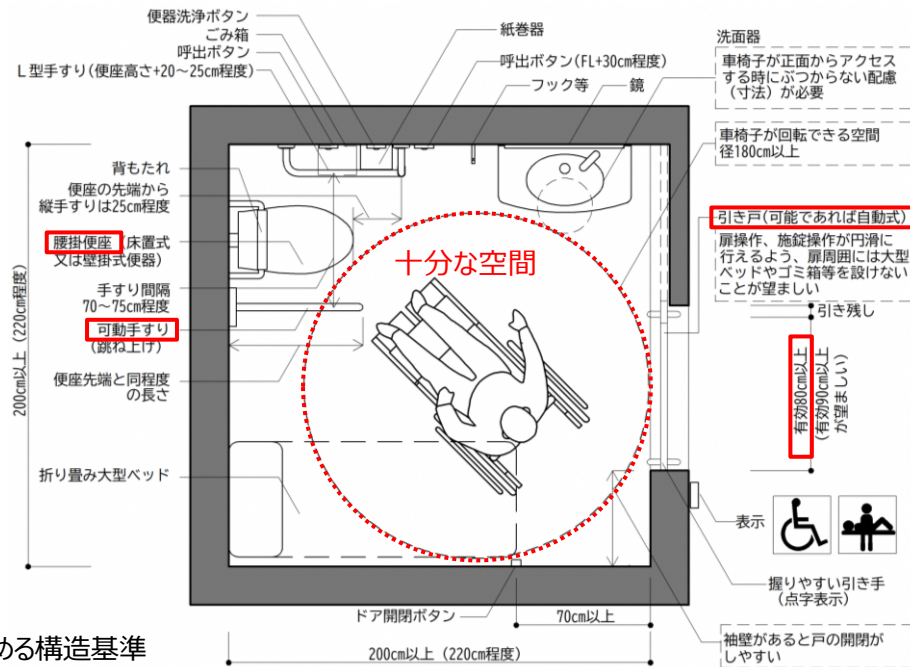
- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の 1 組で 1 箇所とする

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合（再掲）

- ・男子用、女子用それぞれに 1 箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）のみの車椅子使用者用便房とすることができる

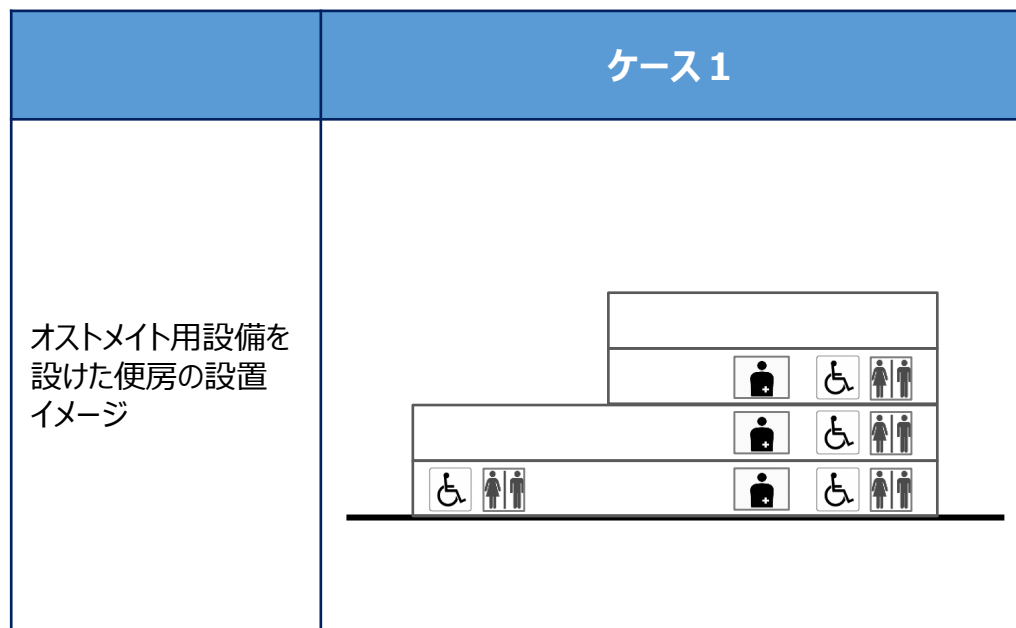
- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞

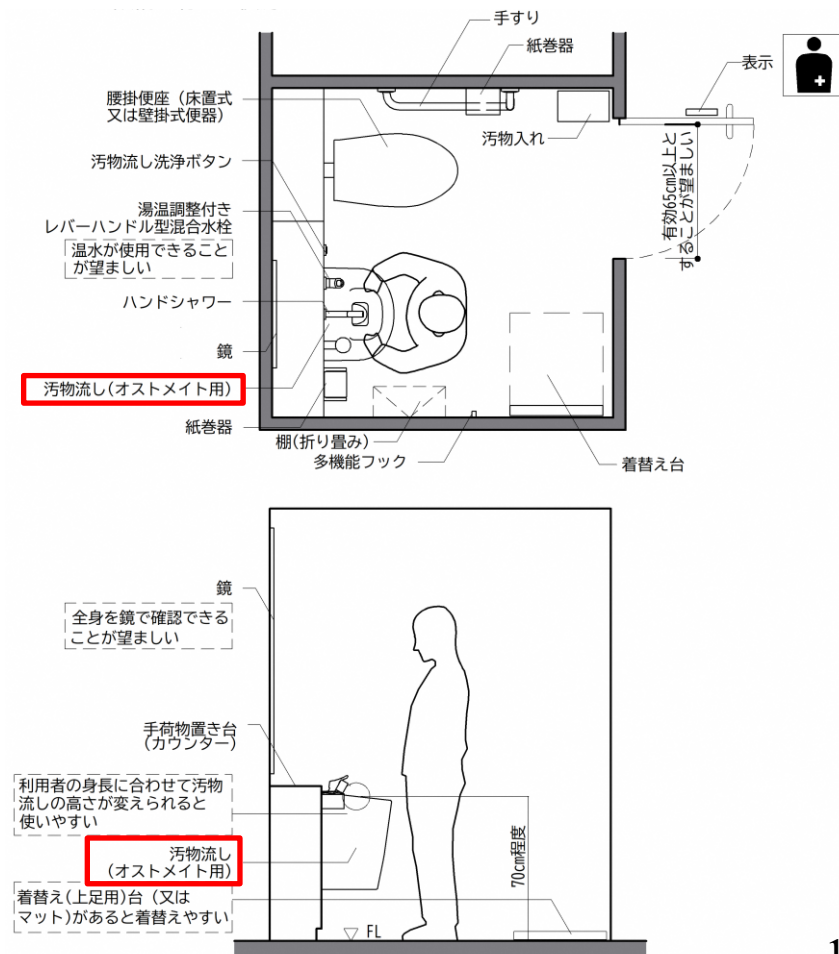


□ : 政令もしくは告示で定める構造基準

- 多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、床置き小便器等を1箇所以上設ける。



＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



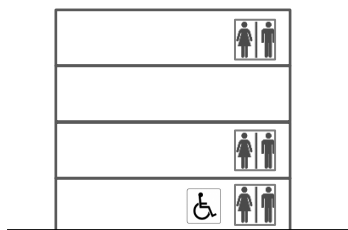
汚物流し(オストメイト用) : 省令で定める構造基準

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設ける場合、
当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1箇所以上設ける。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設けない場合、
車椅子使用者用便房を**建築物全体で1箇所以上**設ける。

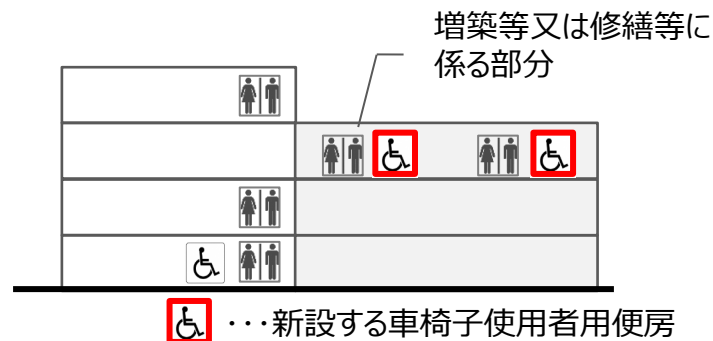
	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設ける場合)

現況

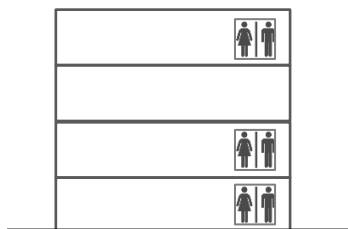


増築後

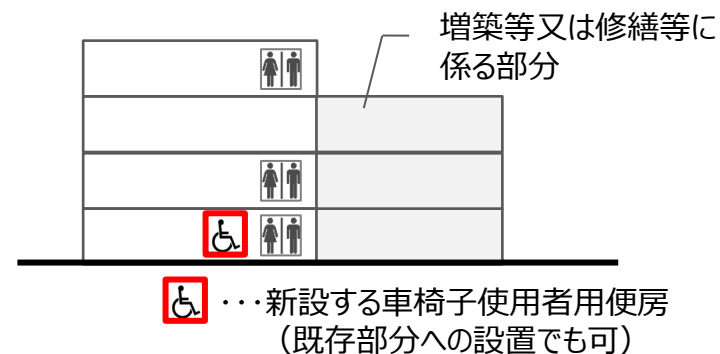


ケース2 (増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設けない場合)

現況

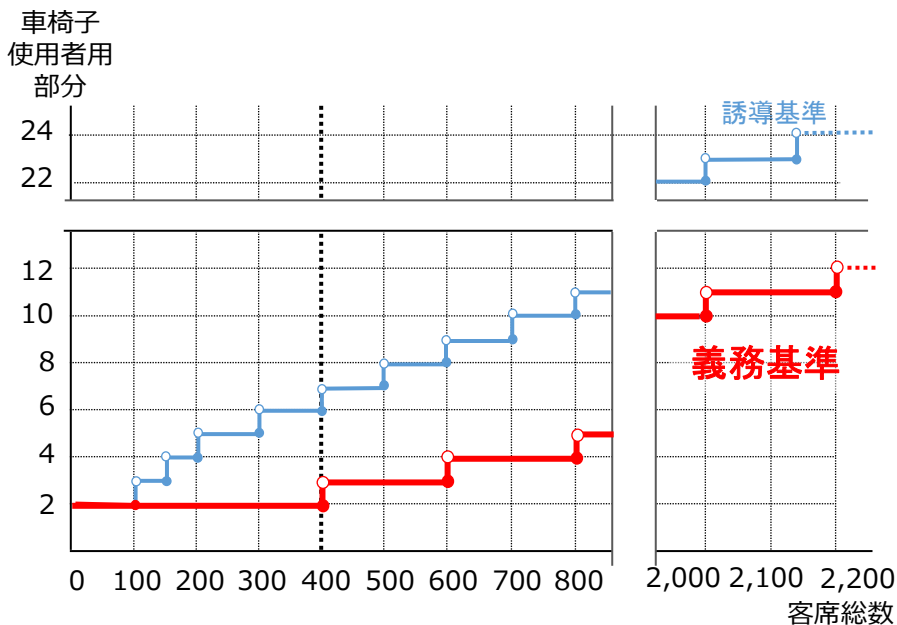


増築後



劇場等の客席に係る 義務基準の創設及び誘導基準の見直し

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (200席) 客席② (200席) 客席③ (600席)		
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席

「客席」とは

- ・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

- ・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッピングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

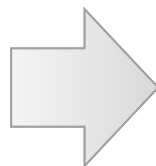
○ 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。

- ① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。
- ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		- 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	- 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①劇場等の客席の増築をする場合)

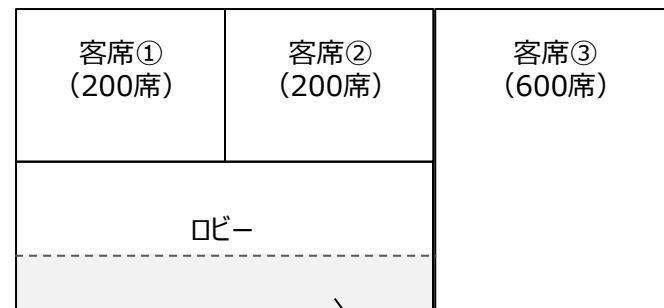
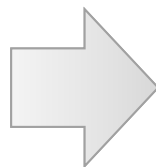
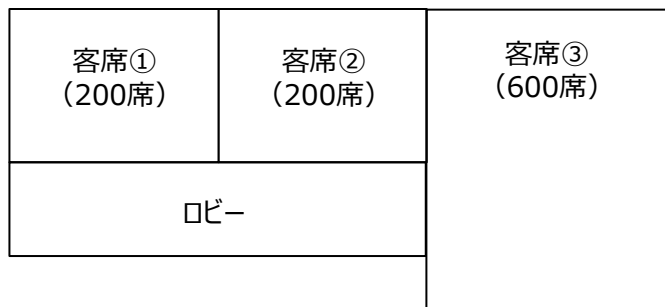
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。



 ……新設する車椅子使用者用部分

ケース2 (②劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合)

新規の車椅子使用者用部分の設置は求めない。



 ……新設する車椅子使用者用部分

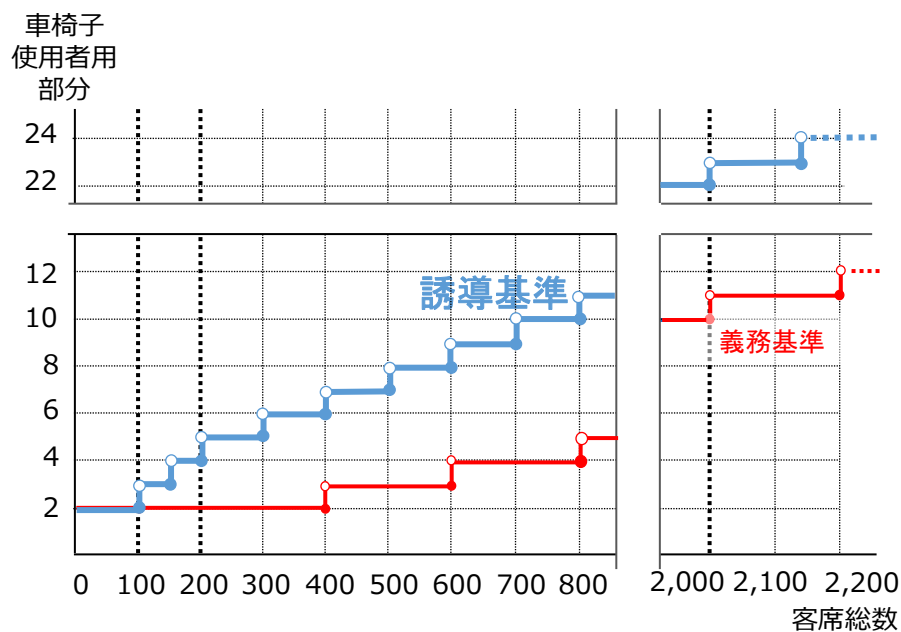
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

- ① 座席の数が100以下の場合 2以上
- ② 座席の数が101以上200以下の場合 2%以上
- ③ 座席の数が201以上2000以下の場合 1% + 2以上
- ④ 座席の数が2001以上の場合 0.75% + 7以上

また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

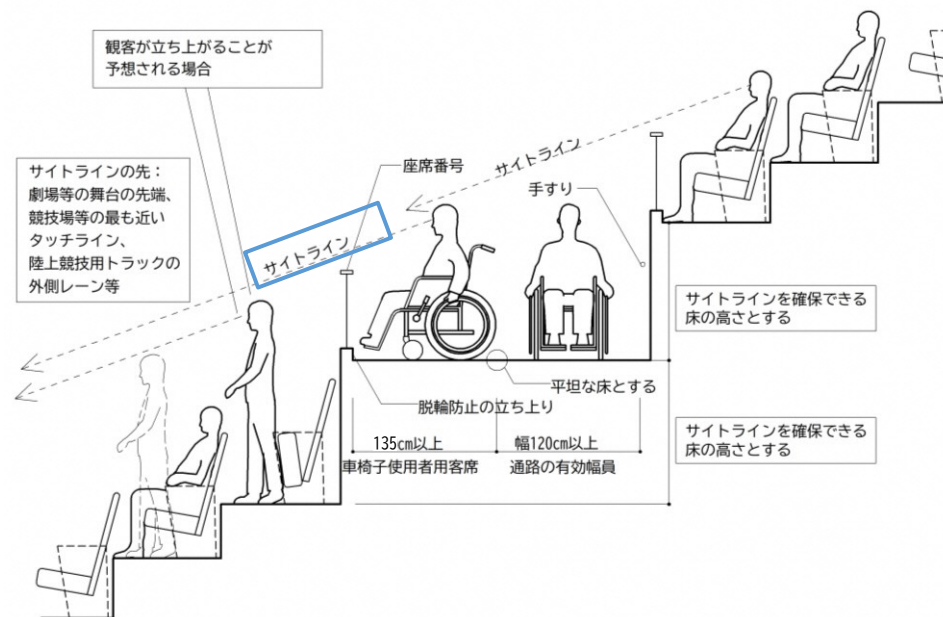
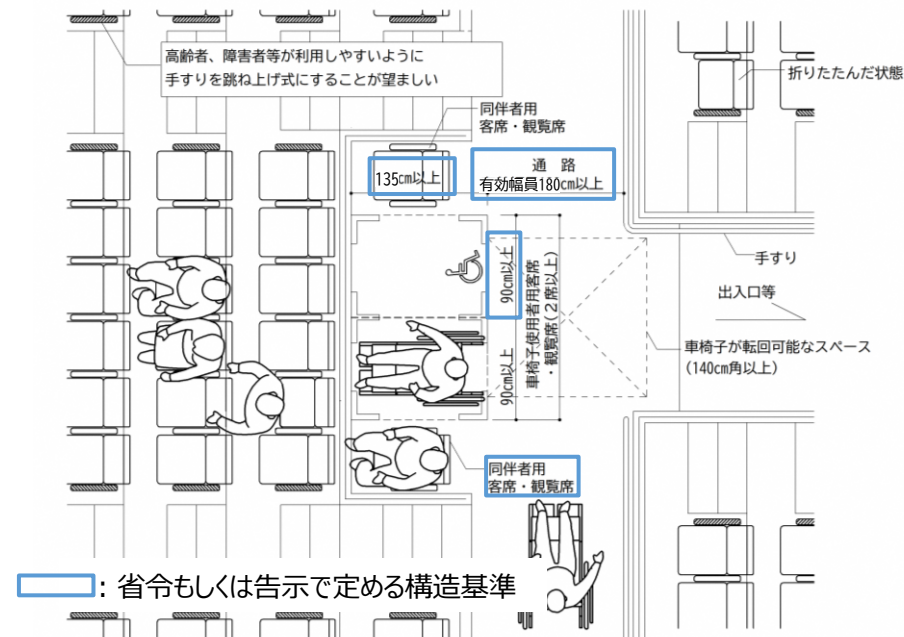
○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (100席) 客席② (150席) 客席③ (600席) ロビー		
	客席① 100席の客席	客席② 150席の客席	客席③ 600席の客席
誘導基準適合車椅子使用者用部分の箇所数	2箇所以上	3箇所以上	8箇所以上

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平らとすること**。
 - ・車椅子使用者が舞台等を**容易に視認できる構造**とすること。
 - ・**同伴者用の座席又はスペース**を当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に**隣接して設けること**。
 - ・客席の総数が**200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること**。
- 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路（**車椅子使用者用経路**）を**廊下、スロープ等の基準**（省令第3条、第5条等）に適合させる。

＜誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例＞

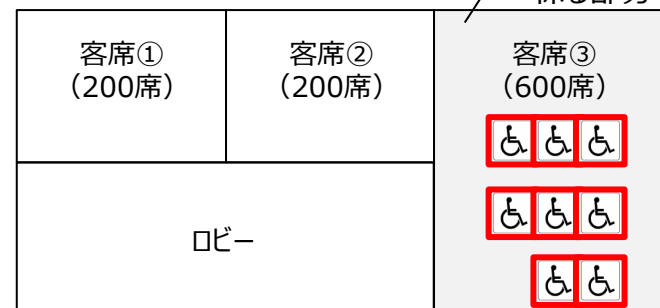
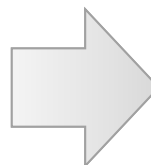


- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分に座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、建築物全体で1以上の客席に2箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合)

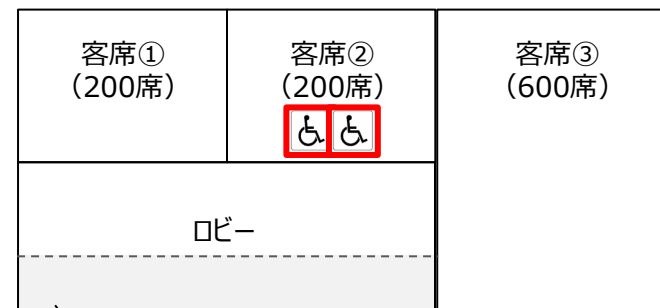
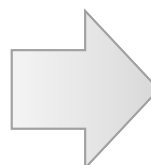
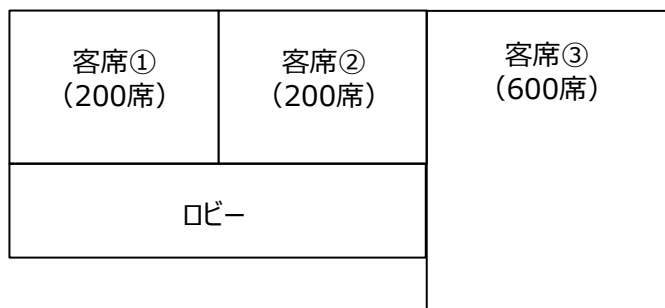
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。 増築等又は修繕等に係る部分



……新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

ケース2 (②劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合)

1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。※設置位置は任意



増築に係る部分

※客席と無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合、客席の改修は不要

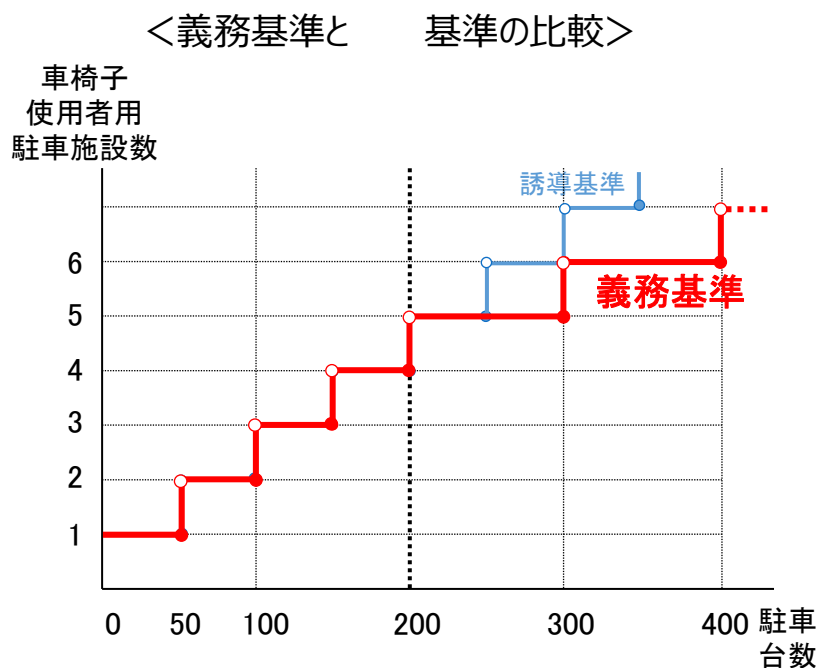
……新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

○ 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、**駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設**を設ける。

- ① 駐車施設の総数が**200以下**の場合 **2%以上**
- ② 駐車施設の総数が**201以上**の場合 **1%+2以上**

○ 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。**



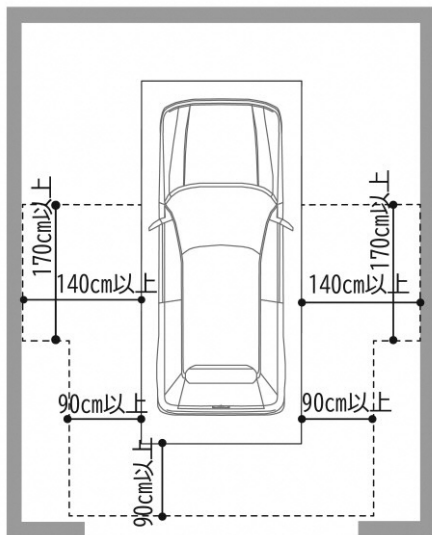
	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	建築物 駐車場① (90台) 駐車場② (60台) 駐車場③ (70台) 駐車場④ (80台)
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5$ 台 ※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



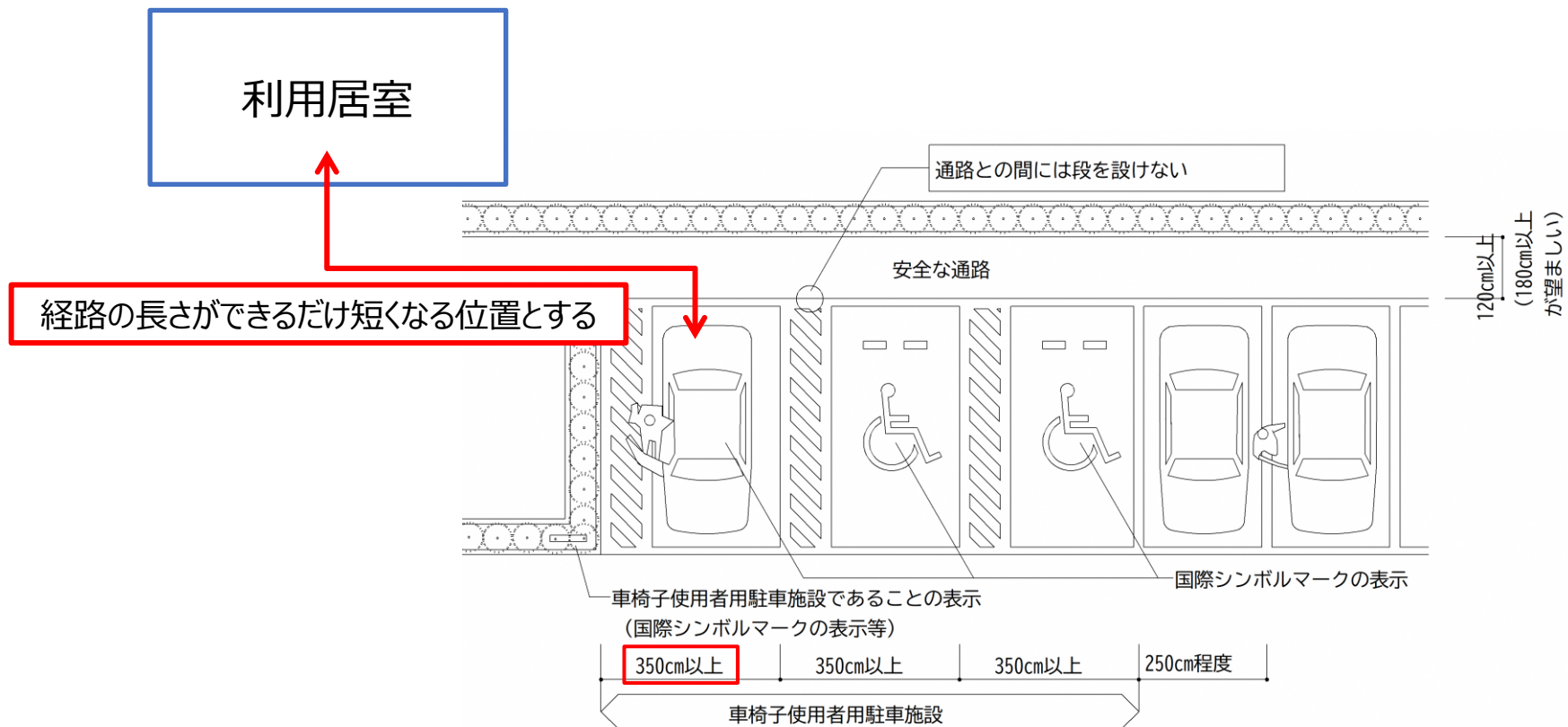
フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な 機械式駐車場
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3 \text{ 台}$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面 1 台 + 機械式 20 台 = 21 台 > 3 台

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



350cm以上 : 政令で定める構造基準

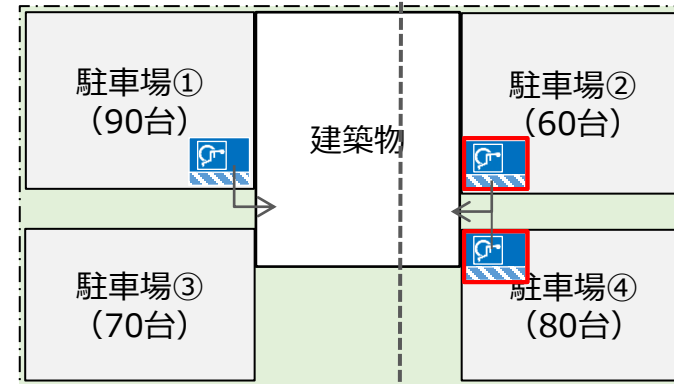
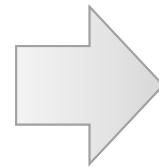
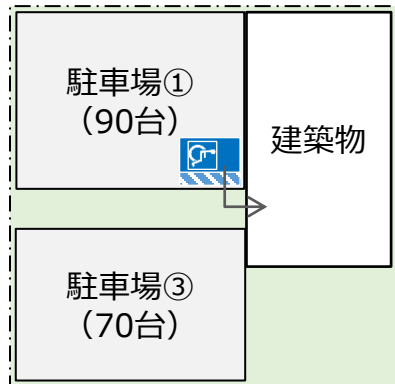
※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合、増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上**の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合、駐車場全体で1以上**の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
 - ③ 既存の車椅子利用者用駐車施設がある場合、**既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。**

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子利用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子利用者用便房と新設する車椅子利用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子利用者用駐車施設と新設する車椅子利用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合)

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

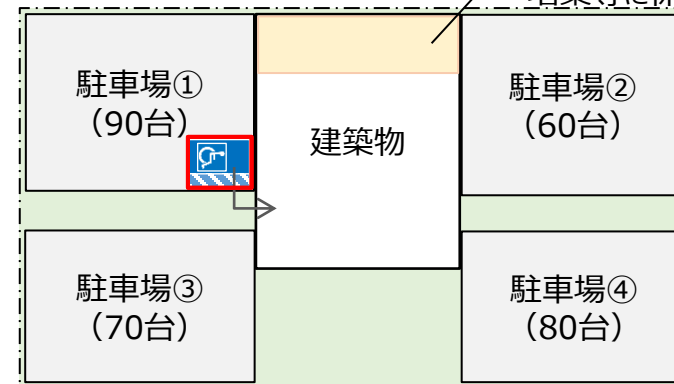
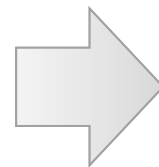
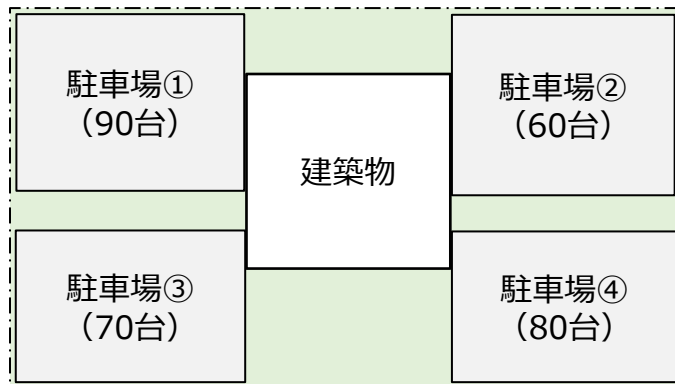


・・・新設する車椅子使用者用駐車施設

→ 増築等に係る部分

ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



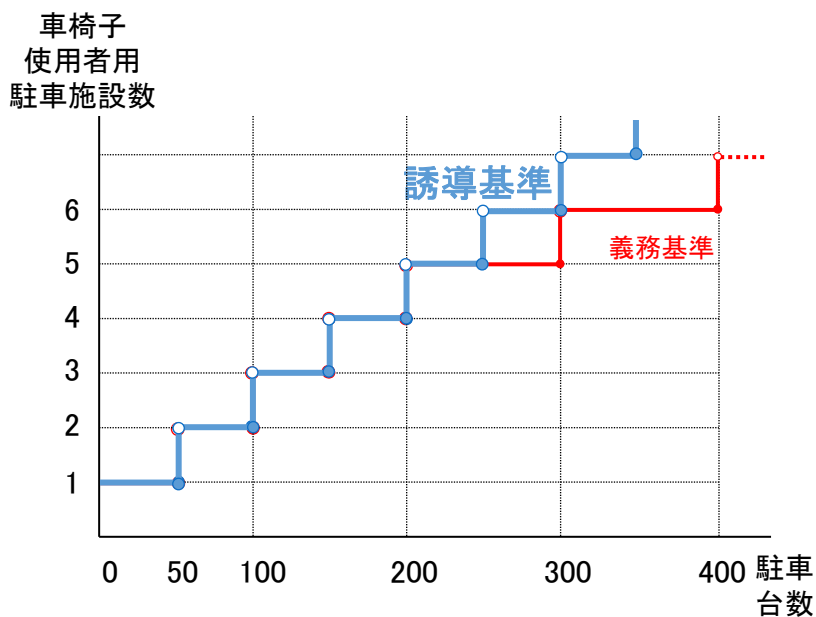
・・・新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①～④での配置は任意

→ 増築等に係る部分

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の **2 %以上**の**車椅子使用者用駐車施設**を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数**に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数
を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



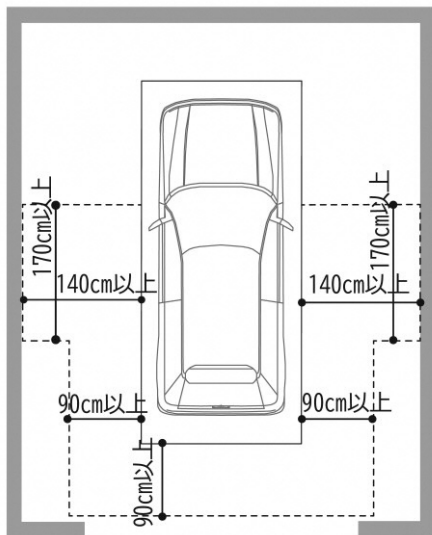
	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	駐車場① (90台) 駐車場② (60台) 駐車場③ (70台) 駐車場④ (80台) 建築物
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$台 300台 $\times 2\% = 6$台 ※駐車場①～④での配置は任意

「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



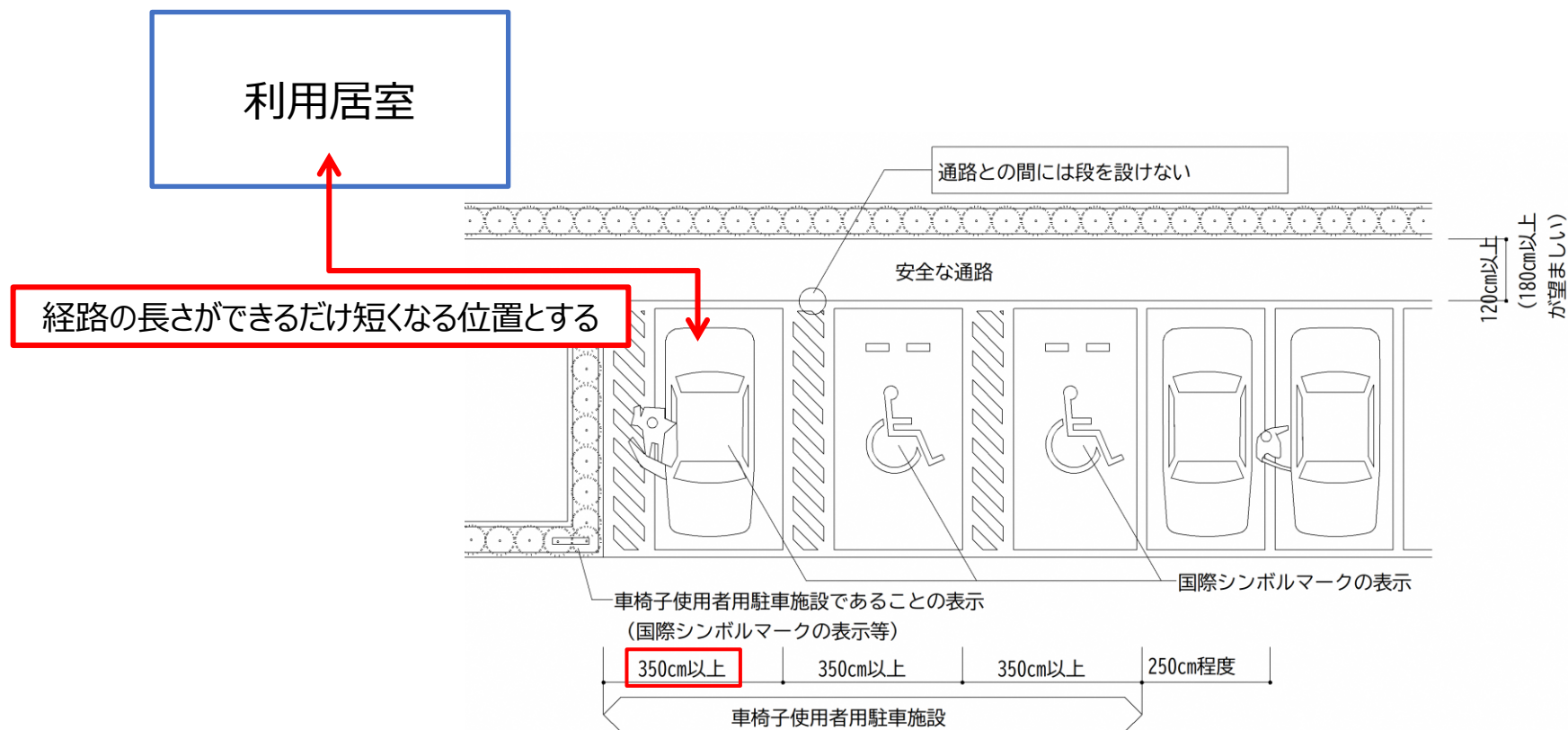
フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3 \text{ 台}$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面 1 台 + 機械式 20 台 = 21 台 > 3 台

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



350cm以上 : 政令で定める構造基準

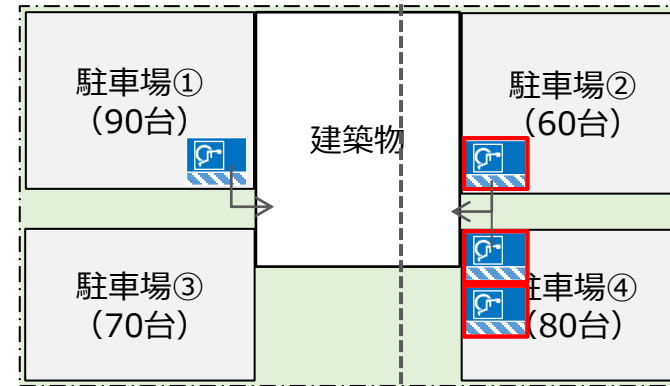
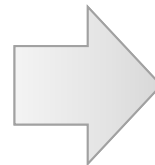
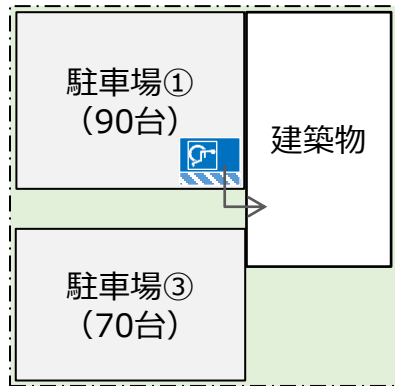
※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の**車椅子利用者用駐車施設を**増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）**。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合、駐車場全体で 1 箇所以上の**車椅子利用者用駐車施設を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で 1 箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1 以上の客席に 2 箇所以上	- 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 - 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で 1 箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース 1 (①建築物の増築等の際に駐車施設等を増設する場合)

増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



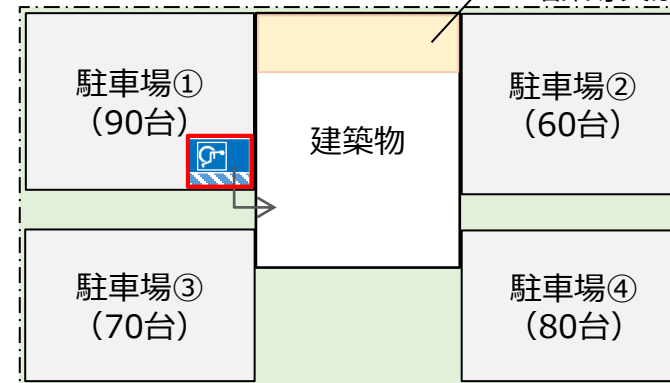
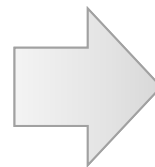
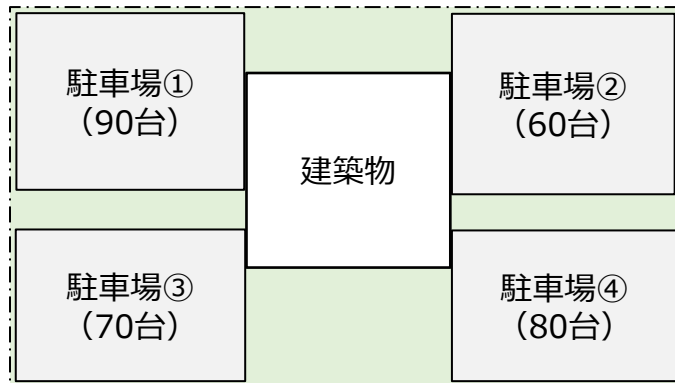
…新設する車椅子使用者用駐車施設

→ 増築等又は修繕等に係る部分

ケース 2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

増築等又は修繕等に係る部分



…新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①～④での配置は任意

改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築

>建築物におけるバリアフリーについて>バリアフリー法（建築物関係）>

トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について（令和7年6月1日施行）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html